

寝具類整備・洗濯業務委託仕様書

荒尾市民病院（以下、「委託者」という）において、病院用寝具類の賃貸借及びその付帯業務を実施するにあたり、必要な事項を下記のとおり定める。

記

- 1 受託者はこの仕様書の定める条件に従い、荒尾市民病院における病院用寝具類の提供を行うものとする。
- 2 寝具類の種別
 - (1) 病棟用、透析用、ドック用及び入院外用の寝具並びにドック用検査衣、ドック用タオル及び非常用病衣の貸与していただく規格、品質、数量等は「別表1」のとおりとする。
 - (2) また、(1)の区分の年間使用見込数は「別表2」とする。
- 3 委託料の支払等
 - (1) 病棟用寝具の実績算出方法は、本院統計資料によるものとする。
 - (2) 受託者は、毎月末締切りのうえ、委託料の請求を行うこと。
 - (3) 委託料の支払い期日は、委託者・受託者双方協議して決定する。
- 4 受託者は、厚生労働省の定める衛生基準（平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）及び本仕様書により委託業務を実施するものとする。
- 5 各寝具類の消毒・洗濯については、「別表」のとおりとする他、受託者の負担において補修、仕立直しを行い、衛生的かつ清潔で患者に不快感を与えない寝具類を提供するものとする。
- 6 寝具類の荒尾市民病院までの往復に要する運搬費は受託者の負担とし、付帯業務は次のとおりとする。
 - (1) 清潔寝具のリネン庫から各病棟リネン庫への搬入
 - (2) 不潔寝具の各病棟から不潔リネン庫への搬出
 - (3) 掛布団及び枕については、包布に包んだ状態で各病棟リネン庫に搬入すること
- 7 委託者は、診療用放射線同位元素により汚染されている寝具類又は汚染され

ているおそれのある寝具類の洗濯を受託者に委託することはできない。

- 8 委託者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第6条第2項から第5項までに規定する感染症の病原体により汚染されているおそれのある寝具類であつて、医療機関において感染症予防法第29条の規定に基づいて定められた消毒法による消毒が行われていないものの洗濯を受託者に委託することはできない。
- 9 7及び8に規定する寝具類以外の寝具類であつて、感染の危険のあるものの洗濯を受託者に委託する場合には、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は施設内で行わなければならない。ただし、委託者は例外的に消毒前の感染の危険のある寝具類の洗濯を受託者に委託するときは、感染の危険のある寝具類である旨を表示のうえ、密閉した容器に収めて持ち出すなど他に感染する恐れのないように取り扱わなければならない。
- 10 委託者の帰すべき事由により、寝具類を紛失、焼失、大破損等により、受託者に返戻できない場合は、双方協議のうえで実費を支払うことができる。寝具類の一部破損、一部焼害及び汚損については、受託者の負担により補修を行うものとする。
- 11 委託者は、受託者の従業員のための更衣、休憩及び器材等の格納に適当な場所を提供するものとし、また、委託者において業務に必要な光熱水費を負担する。ただし、寝具の取扱いに必要な器材や消耗品等は、受託者が準備しなければならない。
- 12 受託者は、委託者並びに関係官庁の立入検査に応ずるものとする。
- 13 受託者の行う委託業務は、委託者の指定する場所又はリネン室までとする。
- 14 委託者・受託者双方は、寝具類の衛生管理に注意し、寝具類を取扱う従業員の健康診断を半年に1回以上行わなければならない。
- 15 受託者は、天災、地変、人災、倒産等のため、一定期間継続して寝具類を提供できない場合は、速やかに委託者に通知し、委託者の了解のもとに、責任をもって本契約履行のための措置を講じなければならない。
- 16 委託者・受託者は、他方に契約不履行又は詐欺、その他不正の行為があると認めるときは、締結された契約を解除することができる。

- 17 委託者・受託者は、信義誠実をもってこの条件を履行しなければならない。
この条件に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、委託者・受託者協議して定めるものとし、協議が整わない場合は、委託者の解釈によるものとする。
- 18 受託者は業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- 19 受託者は業務の実施に当たり患者等第三者に損害を及ぼした場合、委託者の責に帰すべき事由による時の他は、受託者は第三者に損害賠償の責を負わねばならない。
- 20 契約期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とする。
- 21 受託者は当該契約を履行するにあたり、委託業務に支障を生じないよう常駐者を2名配置すること。
- 22 入札書に記載する入札額は、別表1に記載の貸与する寝具類の規格、仕上げ寸法、数量等を勘案して算出した単価に、別表2に示す応札項目の1年間の見込数量を乗じた額の合計とすること。
- 23 契約の相手方については、予定価格の範囲内で最も低い額（22で述べた入札額）を入札した業者とし、その契約単価は当該業者が入札した各応札項目の単価とする。
- 24 各寝具類については、本仕様に必要な数量を準備の上、予備寝具を各リネン庫に補充し、不足の生じない体制を確保すること。